

待機期間**短縮**の概要1/28から短縮<sup>※3</sup>

濃厚接触者の待機期間

10日間

⇒

**7**<sup>※1</sup>日間

社会機能維持者の待機期間

7日間

⇒

**5**<sup>※2</sup>日間




上記のいずれの場合であっても、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行っていただくようお願いします。

※1 最終接触日(陽性者と最後に接触した日)を0日として、7日間待機。(8日目に待機解除)

※2 社会機能維持者については、7日を待たずとも、2日にわたる検査(4日目及び5日目に**抗原定性検査キット**を用いた検査)で陰性を確認することにより、**5日間に待機期間を短縮**することが可能(5日目から待機解除)となります。

※3 なお、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である方にも適用となります。

濃厚接触者の取扱い

待機期間		7日間 (※これまででは10日)									
		陽性者と最後に接触した日からの日数									
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日~10日	
1 医療従事者 	・毎日の検査で陰性を確認					待機解除(部分的) <sup>※1 ※2</sup>					今回見直し
											今回見直し
2 社会機能維持者 	・4日目と5日目の抗原定性検査で陰性を確認					待機解除(部分的) <sup>※1 ※2</sup>					今回見直し
											今回見直し
3 その他 						待機					待機解除 <sup>※2</sup>

※1 不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避ける。

※2 10日間が経過するまでは、検温などの自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。

## 1. 医療体制の維持に関わる事業者

## • 全ての医療関係者

※ 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

## 2. 支援が必要な方々の保護の継続に関わる事業者

## • 高齢者、障害者等、特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)

※ 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

## 3. 国民の安定的な生活の確保に関わる事業者

## • 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食品供給関係(農業・林業・漁業、飲食品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

## 4. 社会の安定の維持に関わる事業者

## • 社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(託児所等)

## 5. その他

• 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているもの

• 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等(飲食店を含む)